

(案)

山北地区地域審議会 平成24年度審議テーマ



『定住の里づくり』のための具体的な方策を探る

～住んでよかったですと思える地域（集落）づくりに向けて～

急速に進む山北地区の高齢化、少子化、若者層の流出、そしてこれに起因する地域力の衰退と閉塞感は、地域経済、福祉、教育のほか多方面にさまざまな課題を投げかけ、山北地区発展の妨げとなっています。

このような中、本年3月24日に地域住民と各種団体及び村上市の連携のもとに地域の元気づくりと課題解決に努め、住んでよかったですと思える地域づくりの推進母体として「山北地区まちづくり協議会」が設立されました。

この協議会は、目的達成のために「まちづくり計画」の中で具体的な事業を定め自ら実践するほか、関係団体に事業展開を促すなど、現下の山北地区活性化の総合的な推進団体でもあり、これから事業展開に大きな期待が寄せられていますが、他方、これらの地域課題を緻密に模索し解決の方策を打ち立てるには、広範な視点からの提言のもとに戦略を打ち立てることが重要です。

のことから、本審議会では、「まちづくり計画」をより実効性のあるものにするために、標記事項を24年度の審議テーマに設定し、「まちづくり計画」の基本目標と基本方針に関する現状・課題と推進策について審議するものです。

山北地区まちづくり協議会では、『定住の里づくり』を実現するために、下記に示す分野別的基本目標と基本方針を掲げ、地域づくりを推進することにしています。このことは、本審議会の設置目的に合致した重要な案件です。

基本目標1

安全・安心な地域づくり（福祉・安全分野）

子どもから高齢者まで地域に住むすべての人々が安全で安心して暮らせる地域づくりを進めます。

基本方針1－1 子どもが元気に暮らせる地域づくり

基本方針に基づいた具体的な取り組みは「まちづくり計画策定事業」で検討します。

基本方針1－2 高齢者と障がい者にやさしい地域づくり

基本方針に基づいた具体的な取り組みは「まちづくり計画策定事業」で検討します。

基本方針1－3 災害に強い地域づくり

基本方針に基づいた具体的な取り組みは「まちづくり計画策定事業」で検討します。

基本方針1－4 防犯・防火と交通安全で安心な地域づくり

基本方針に基づいた具体的な取り組みは「まちづくり計画策定事業」で検討します。

基本目標2

自然と伝統を守り環境にやさしい地域づくり（文化・環境分野）

海・山・川の恵まれた自然と歴史や風土に根ざした文化・生業が今なお受け継がれている地域です。これらを守り、後世へ引継ぐための地域づくりを進めます。

基本方針2－1 自然を守り自然と共に生きる地域づくり

基本方針に基づいた具体的な取り組みは「まちづくり計画策定事業」で検討します。

基本方針2－2 伝統文化を引き継ぐ心豊かな地域づくり

基本方針に基づいた具体的な取り組みは「まちづくり計画策定事業」で検討します。

基本方針2－3 環境にやさしい地域づくり

基本方針に基づいた具体的な取り組みは「まちづくり計画策定事業」で検討します。

基本目標3

産業振興と交流による活気ある地域づくり（産業・交流・定住分野）

地域に根ざした地場産業の振興と交流活動による活気ある地域づくりを進めます。

基本方針3－1 第一次産業の振興による活気ある地域づくり

基本方針に基づいた具体的な取り組みは「まちづくり計画策定事業」で検討します。

基本方針3－2 交流と定住による生きがいのある地域づくり

基本方針に基づいた具体的な取り組みは「まちづくり計画策定事業」で検討します。

基本目標4

集落活動と地域づくり組織支援による地域の再生（集落、地域づくり組織の支援分野）

地域コミュニティの基本である集落活動の活性化を図ると共に、地域づくり組織との連携により元気な地域づくりを進めます。

基本方針4－1 集落活動の支援による地域の再生

集落の将来像と元気づくりのための具体的な取り組みを自ら考える「集落の元気づくり計画」の策定を支援します。

「集落の元気づくり計画」に基づき集落の資源を活用し、住民自らの手で自分たちの集落のために知恵を出し、汗を流しながら集落の元気づくりに取り組む集落を支援します。

また、地域コミュニティの原点である集落公民館活動については、集落住民の融和や良好な関係づくりに欠くことのできない活動であることから、組織体制や活動の見直し、支援体制の検討などを行いながら集落活動への支援を行います。

基本方針4－2 地域づくり組織の支援による地域の活性化

地域づくり組織が地域の資源を活用して地域の活性化のために行う活動を支援します。

基本目標5

人材育成・住民参加による元気な地域づくりとまちづくり協議会の充実

地域づくりを支える人材の育成及び地域づくりの推進母体である「まちづくり協議会」の安定した運営と充実した活動のための取り組みを進めます。

基本方針5－1 人材育成による安定した地域づくり

地域づくりの研修活動とともに、他地域・団体等との交流活動を通じた人材育成のための取り組みを行います。

また、まちづくり協議会の安定した運営のための人材育成及び雇用の場の確保の観点から協議会事務局員の雇用を行います。

基本方針5－2 住民参加による元気な地域づくり

まちづくり協議会の活動を広く住民に周知しながら総参加による活動を行うことができるよう広報の発行を行います。

また、「地域づくり練習会」により活動の成果発表・情報交換の場の提供を行います。さらに、地域外へ向けた情報発信としてホームページ立ち上げを行います。

基本方針5－3 まちづくり計画の策定とまちづくり協議会の充実

地域の元気づくりを進めるための基本となる「地域まちづくり計画」を策定するとともに、実施状況の評価を行いながら計画の適正な進行管理を行います。

また、まちづくり協議会の充実のため、先進地視察や団体との交流活動などを通じた研修活動を行います。